

広戸小学校の教育実践の中で…

今回は、広戸小の特集のようになってしまいましたが、この学校が目指していた「食育」教育の中に『食品ロスをなくす』という実践がありました。広戸小の保護者にも啓発活動をしてきたとのことでした。送られた資料の中に、以下のものがありました。「余計なこと…」とは感じていますが、この通信にそのまま掲載させていただきます。当たり前の内容となっていますが、ご覧いただければ幸いです。我が家にとっても、我が身にとっても参考となるアドバイスと思い、掲載させていただきました。

広戸小の課題の一つが、給食の「残飯」が多いというのがあったそうです。こうした背景の下、研究指定校となったようですが、一連の「食育」教育によりその量が減り、児童の中に「食品ロス」を意識する言動が身に付いてきたそうです。

減らそう！食品ロス

(台所の冷蔵庫に貼り付けるなどして活用してください)

買い物の時

- 買い物の前は、冷蔵庫の中に何があるかを確認する
- お腹がすいているときに買い物に行かない
- 安いからと言って買いためをしない
- お店では、食品棚の手前から食品を購入する
- 賞味期限・消費期限の意味を理解する

調理する時

- 食べきれぬ量だけ作る
- 人参や大根、ごぼうはよく洗い泥を落として皮ごと調理する
- ブロッコリーやキャベツの芯は捨てずに、薄くスライスして使う
- 細かく刻んでハンバーグやぎょうざの具にする

保存する時

- 冷蔵庫を過信しない
- 冷蔵庫の収納に工夫を
- 週に一度は、庫内を整理整頓

野菜の保存方法

- ほうれん草、春菊：ポリ袋に入れて封をし、冷蔵庫に
- ブロッコリー、カリフラワー：芯の先を切り、切り口を湿ったペーパーで巻きラップして冷蔵庫に
- かぼちゃ：種とわたをきれいに取り除きラップで巻いて冷蔵庫に
- キャベツ、白菜：芯をくりぬき、湿ったペーパーを詰めてラップで巻く。冷蔵庫に
- なす、きゅうり：ラップせずにスーパーで購入した袋に入れたまま冷蔵庫に
- イモ類：冷蔵庫に入れずに常温保存
- 多くの野菜は冷凍保存できる

外食する時

- 食べきれぬ量を注文する
- 食べきれなかったときは、持ち帰る
- 持ち帰りの容器を常時携帯する



自転車に関する 条例改正

見づらい内容とな
ってしまいました。
詳細は回覧板等でも
回ると思います。
ご確認をお願いい
たします。

群馬県交通安全条例一部改正の概要

1.改正のポイント

・自転車保険の加入	努力義務	→	義務
・自転車乗車用ヘルメットの着用	規定なし	→	努力義務

2.公布及び施行日

- ・公布 令和2年10月20日(火)
- ・施行 令和3年4月1日(木)

3. 自転車保険関係 (第9条の3・第9条の4)

改正前	改正後
自転車運転する者は、自転車事故により生じた損害を賠償するための保険等の加入に努めるものとします。	自転車利用者(未成年者を除く。)は、その自転車の利用に係る自転車保険に加入しなければなりません。 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、その自転車の利用に係る自転車保険に加入しなければなりません。 事業者は、その事業の用に供する自転車の利用に係る自転車保険に加入しなければなりません。 自転車の貸付けを業とする者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車保険に加入しなければなりません。
自転車を販売する者は、購入者に対し自転車保険加入の必要性等の情報の提供に努めなければなりません。	自転車を販売する者は、購入者に対し自転車保険加入の有無を確認するよう努めなければなりません。その際、購入者が保険に加入していることが確認できなかった場合は、自転車保険に関する情報を提供するよう努めなければなりません。 学校等を設置し、又は管理する者は、通学に自転車を利用している児童及び生徒に対し自転車保険加入の有無を確認するよう努めなければなりません。その際、児童及び生徒が保険に加入していることが確認できなかった場合は、児童及び生徒並びに保護者に自転車保険に関する情報を提供するよう努めなければなりません。 県は、自転車保険の加入を促進するため、関係団体と連携して、自転車保険に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとします。

4. 自転車乗車用ヘルメット関係 (第9条の2関係)

改正前	改正後
規定なし	自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するように努めなければなりません。 自転車利用者は、自転車に取り付けられた幼児用乗車装置に小学校就学の始期に達するまでの者を乗車させるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。